

季刊

労働おきなわ

2013 Autumn

No.123



沖縄県商工労働部労政能力開発課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

- ◆ Relay Essay
沖縄県社会保険労務士会
社会保険労務士 加藤浩司…………… 1
- ◆ ワーク・ライフ・バランス企業認証式…………… 2
- ◆ INFORMATION
 - ・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度…………… 3
 - ・ワーク・ライフバランスセミナー講師派遣します!… 4
 - ・ワーク・ライフバランスセミナーを開催します!… 5
 - ・ファミリー・サポート・センターのしくみ…………… 6
 - ・平成25年度「全国労働衛生週間」を10月に実施します!… 8
 - ・駐留軍等労働者の事前募集（応募登録）について…… 9
 - ・労働保険適用促進強化期間について…………… 10
 - ・「ゆいワーク」の紹介…………… 11
 - ・中小企業退職金共済制度について…………… 12
- ◆ 個別労働関係紛争のあっせん制度について…………… 13
- ◆ 労働相談…………… 14
- ◆ 労働経済指標……………表3



◀表紙の写真

那覇大綱挽

那覇大綱挽は琉球王朝時代「那覇四町綱」の伝統を引き継ぐ沖縄最大の伝統文化催事です。

「那覇大綱挽まつり」は、毎年10月体育の日を含む土・日・月の3日間開催されます。1995年にギネス認定登録の世界一の大綱です。



安全配慮義務に対する関心が高まっている

沖縄県社会保険労務士会

社会保険労務士 加藤 浩 司

シックハウス症候群になった従業員が会社を安全配慮義務違反で訴えた訴訟（慶應義塾シックハウス事件、平成24・10・18東京高裁判決）についての記事を読んだ。裁判所はシックハウス症を発症することになった従業員の状況を放置した会社の安全配慮義務違反を認め、390万円の損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡している。健康面での安全配慮義務について使用者に注意を促す、注目すべき判決となった。

事件では、事業場の仮設棟への一部移転が契機となった。仮設棟は完成時点で化学物質の濃度測定を行い、一部でホルムアルデヒド等が厚生労働省の指針値を超える濃度で検出されていた。移転先で専任職員8名中7名がシックハウス症候群の診断を受け、会社は空気清浄器の設置などを行っているが不十分だった。従業員は期間の定めのある契約を結んでおり、休職制度を利用できずに既に退職している。

使用者の安全配慮義務は、労働契約法第5条に基づき労使間の労働契約に伴い、労働者の生命、身体等の安全を確保しつつ、必要な配慮をすることと定められている。この規定は、契約社員やパート労働者など雇用契約形態に係らず適用される。またこの規定の考え方は、労働安全衛生法の規定よりも、より広い範囲を含む考え方であることに注意が必要だ。政府のガイドラインや指針を守っているだけでは十分な安全配慮を行ったとはいえない点にも注意が必要である。これらのことから、使用者は、従業員の健康面に対する幅広い安全配慮義務が課せられていることを再確認すべきだろう。

例えば昨今では、禁煙、分煙に対する関心が高まっている。今後は一層、分煙措置や受動喫煙防止措置が求められるようになるだろう。花粉症への社会的な認知度が高まり、空気清浄機能が付加価値として人気が高いようだ。また最近ではPC作業用のメガネの商品化が評判になった。情報機器の発達と職場への急激な導入

と浸透を受けて、平成14年には厚生労働省は、VDT作業に関するガイドラインを定めている。従業員は多くの職場で様々な電子機器に触れ、長時間液晶表示を見ながら作業する。入力作業も長時間にわたる。心身に疲労も溜まることだろう。

さらにメンタルヘルスは今や珍しい病気ではない。2011年、厚生労働省は精神疾患をがん、脳卒中、心筋梗塞と並び5大疾病と位置付けた。協会けんぽによる2011年11月の全国調査では、精神疾患は傷病手当金の支給原因で第1位となっている。割合でも全体の支給原因の4分の1を超えており、平均支給期間でも一番長い。

このように健康への脅威が様々なところで現れているような状況にあって、今や職場の環境は多面的な検討が求められるだろう。寒がりや暑がりだからとか、個人の我慢が足りないからだとか考えたり、克己心の問題だと考えたりしないようにしたい。考えすぎや気にし過ぎ、と個人の気持ちの問題にしてしまわないようにしたい。敏感なことが特別なんだと早まって判断しないようにしたい。こうした態度は、環境が人の健康を害する状況を見過ごし、安全配慮を怠る事態を招きかねない。

社会保険労務士は職場の健康安全管理についても関与できる専門資格者である。作業環境からメンタルヘルス、社会保険や安全管理体制整備、労働時間設計まで幅広い取り組みに関与し、多くの関係者と連携しながら取り組みを進めるきっかけを提供できるだろう。

既存の安全衛生委員会や衛生委員会の取り組みの活性化についても、社会保険労務士はその専門知識を活用して貢献できる。健康診断の有所見率が高い沖縄県ではやるべきことは多いはずだ。安全配慮義務への関心の高まりに伴い、従業員の健康を守る取り組みを、企業とともに、従業員の参加を求めながらアイデア豊かに取り組む、そんな企業のお手伝いがしたい。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスαの取組みが求められます。

今回、新たに3社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第42号 株式会社 琉彩リゾートプランニング

【代表取締役】 新垣 毅

【所在地】 中頭郡西原町字我謝687番地

【取組内容】

- ・小学校就学前の子を養育する社員も短時間勤務が可能。
- ・子の看護休暇の半日単位での取得が可能。
- ・学校行事を対象とした「スクールイベント休暇制度」を導入。
- ・妊娠、出産、育児や家族の看病等で退職した労働者を再雇用する「カムバック(再雇用)制度」を導入。

【P R】 子育て真っ最中のお母様方が多く働いており、授業参観や三者面談等、子供の学校行事に合わせて休みが取れる“スクールイベント休暇制度”を設けました。休みを取得した従業員から、気兼ねなく休みが取れると喜ばれています。

認証第43号 有限会社 エム・アイ・ジェイ・システム沖縄支店

【代表取締役】 小原 秀文

【所在地】 沖縄市中央三丁目5番46号

【取組内容】

- ・中学卒業までの子を養育する社員も「子の看護休暇、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、短時間勤務」制度の対象。
- ・年次有給休暇の半日取得が可能。
- ・ノー残業日の実施

【P R】 求職者支援訓練を先頭に地域人材育成をスローガンとして、働きやすい環境と達成感のあるキャリアデザイン・コーチングを目指しています。

認証第44号 株式会社 國場組

【代表取締役社長】 國場 幸一

【所在地】 那覇市久茂地三丁目21番1号

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業取得率100%
- ・小学校の始期に達するまでの子を養育する社員も短時間勤務の対象。
- ・子の看護休暇及び年次有給休暇は半日単位で取得可能。
- ・「子育てサポート企業(くるみんマーク)」の認定を建設業としては県内初の認定を受けている。

【P R】 これまでの歴史の中で築き上げてきた信頼と実績を礎に「次代の沖縄を県民の皆様とともに築く」企業として、100年企業を目指してまいります。



県内企業の皆様へ

「働きやすい職場づくりを目指して」

～沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度～



●ワーク・ライフ・バランスとは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

●ワークライフバランス推進のメリットには

- ①優秀な人材の確保－仕事も生活も両方充実させたいと考える人達が増えてきており、両立支援の取組みは人材確保のための大きなアピールになります。
- ②社員のやる気を引き出し、生産性アップ－仕事以外の活動が充実することで心身がリフレッシュされ、また身についた経験等が仕事に生かされます。
- ③業務の見直し・効率化－残業を減らし休暇を取得しやすくするため、業務の進め方や人事管理を工夫するきっかけとなります。

●沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度とは

沖縄県では、社員が仕事と生活を調和させながら、もてる能力を最大限に発揮できるよう支援する企業に対し認証を行っています。

●認証の要件

①沖縄県内の本社または事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人であること

②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、沖縄労働局に届け出ていること

③ワーク・ライフ・バランス実現のための制度・実績があり、法を上回る労働条件等の整備を行っていること。

●認証のメリット

- ①認証された企業には認証書が交付されます。
- ②企業の概要やワーク・ライフ・バランスの取り組みの内容、また企業としてPRしたい事項を県のホームページ上に掲載します。
- ③県が発行する広報誌やパンフレットなどに掲載されます。

●取り組み支援

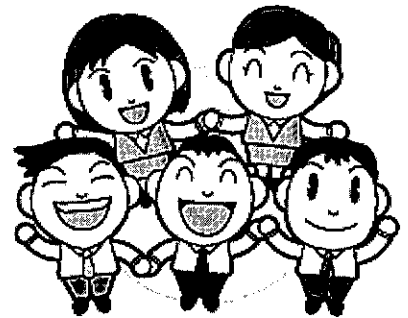
沖縄県では、仕事と生活の両立を支援を促進するため、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを無料派遣しています。

アドバイザーは、沖縄県社会保険労務士会から推薦を受けた社会保険労務士です。

◇お問い合わせ・お申込み先：沖縄県商工労働部労政能力開発課労政福祉班
(電話：098-866-2366)

ワーク・ライフ・バランスの 講師を派遣します

「ワーク・ライフ・バランス」て何？
従業員の生活は良くなるの？
会社の経営は良くなるの？



**費用は
無料**

沖縄県社会保険労務士会から推薦を受けた社会保険労務士を講師として派遣します。

沖縄県では、働く人々の仕事と生活（子育て・介護、自己啓発、趣味など）の調和が図れ、男女ともに仕事も生活も充実させることは、従業員のやる気を引き出し、生産性の向上、人材の定着・確保など、企業の継続・発展においても重要なことから、ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及を行っております。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの講師を各種集会、勉強会などに派遣しますので、この機会に、ワーク・ライフ・バランスについて理解を深めて頂きたいと考えております。

申込書

申込先: FAX 098-863-3563(沖縄県社会保険労務士会)

平成 年 月 日

団体名	団体等の名称:		代表者氏名:		
所在地	〒		TEL FAX		
担当者氏名	担当者の部署・役職	担当者の連絡先			
		TEL	FAX	E-mail	
集会の名称、目的等	日時	開催場所	参加人数	希望講演時間(希望する時間を選択)	
				1 30分	4 2時間
				2 1時間	5 その他
				3 1時間30分	()
講師派遣の目的、理由など					

申込・問い合わせ

沖縄県社会保険労務士会
〒900-0032那覇市松山2-1-12玉キ米屋ビル6階
TEL 098-863-3180 FAX 098-863-3563
E-mail: info@sr-okinawa.or.jp
HPアドレス: www.sr-okinawa.or.jp/index.htm

主催: 沖縄県
県の問い合わせ先:
沖縄県労政能力開発課
担当: 真志喜 TEL: 098-866-2366



申し込み: 上記申込書に記入の上、社会保険労務士会までFAX又はメールで送信して下さい。



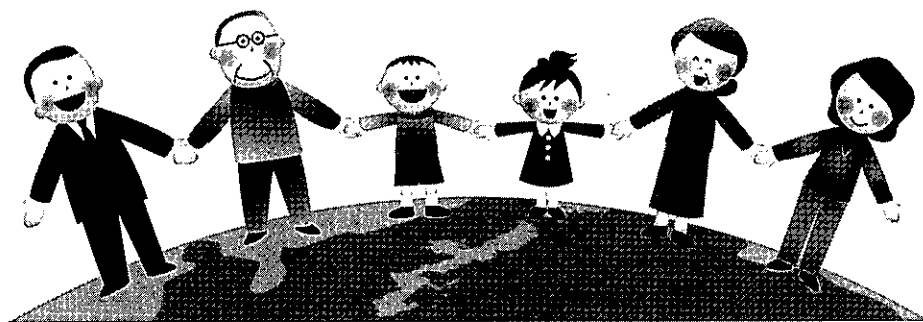
沖縄県

参加
無料

ワーク・ライフ バランス セミナー

～ワーク・ライフ・バランス NEXT! みんなの一步の為に～

ワーク・ライフ・バランスとは「ワークとライフの相乗効果を発揮する事」である。
人材の確保・定着、生産性の向上・組織の発展こそが真のワーク・ライフバランスの推進であり、
それらを実現するには個々人の、そして自社の課題を確認し「日々、何をするか?」が重要です!



一般向けセミナー

「テーマ：沖縄の個性を活かして豊かに暮らす」

講師：森永卓郎氏（獨協大学教授・経済アナリスト）



専門は労働経済学と計量経済学。そのほかに、金融、恋愛、オタク系グッズなど、多くの分野で論評を展開している。日本人のラテン化が年来の主張。ワーク・ライフバランスフェスタ東京2013では「時代が求めるワークライフバランスとは何か?初めの一步をどう踏み出すか」というパネルディスカッションに登壇。本講演では、沖縄の県民が沖縄の個性を活かしてワーク・ライフバランスをどう踏み出すか?という視点でお話し頂きます。

10/5 沖縄コンベンションセンター（会議室A）
（土）【開場 13:45 / 開演 14:30～16:30】

事業者向けセミナー

「テーマ：経営戦略としてのワークライフバランス」

～人材の定着・チーム力upで業績up!～



講師：小室淑恵氏（株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長）

900社以上の企業へのコンサルティング実績を持ち、残業を減らして業績を上げる「働き方見直しコンサルティング」の手法に定評がある。
自ら残業したがる社員、「ワーク・ライフバランスなんて甘いことを言っていたら負ける」と思っている経営層、長時間残業する社員を高く評価してしまう管理職…。残業を減らして実績を上げた企業の実践方法を自身のコンサルティング経験からお話し頂きます。

10/17 てだこホール市民交流室
（木）【開場 13:30 / 開演 14:00～16:00】

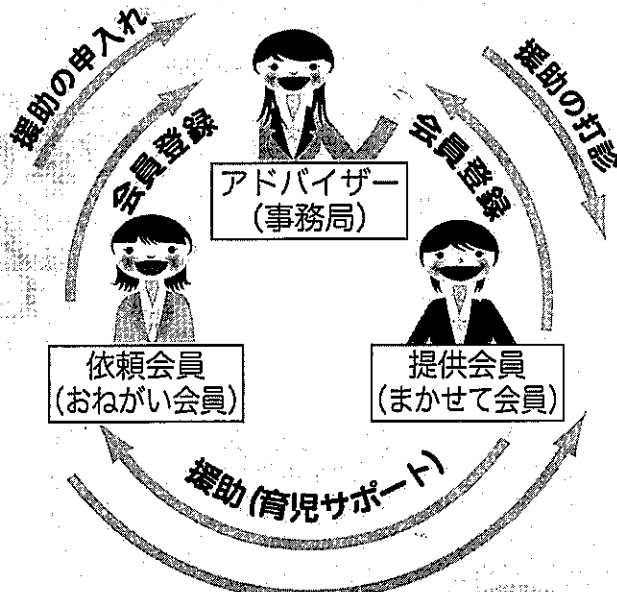
※当日は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用頂きますようお願いいたします。

主催：沖縄県（商工労働部労政能力開発課）
企画運営：株式会社琉球新報開発・株式会社Life is Love
問合せ：ワークライフバランス事務局（シェアードミックス内）
TEL 098-943-9954 FAX 098-988-9099

Work, Life, Balance

ファミリー・サポート・センターのしくみ

ファミリー・サポート・センター



※1 報酬(利用料金)

※1: 報酬基準は、1時間あたり600円(通常活動)または700円(時間外)です。通常活動の時間は各センターで若干異なります。

援助内容(育児サポート)

- ・ 保育所や学校等の開始前や終了後の子どもの預かり
- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 学童保育終了後の子どもの預かり
- ・ 子どもの習い事への送迎
- ・ 保護者等の病気や急用時の子どもの預かり
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ・ 買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ 病後児・宿泊を伴う預かり(未実施のセンターもありますのでお問合せ下さい)

ファミリー・サポート・センター(事務局)が行う業務

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ② 相互援助活動の調整等
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を提供する講習会の開催
- ④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供する交流会の開催
- ⑤ 子育て支援関連施設・事業との連絡調整

依頼会員(おねがい会員)とは

子育ての手助けをして欲しい方で、センターが設置されている市町村に居住(または勤務)している方

提供会員(まかせて会員)とは

育児の援助をしたい方で、心身ともに健康でかつセンターの指定する※2講習を修了した方

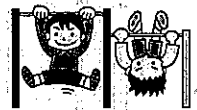
※2: 各センターで実施する保育サポーター養成講座(24時間以上)を修了した方は会員登録の資格が得られます。

両方会員(どっちも会員)とは

依頼会員と提供会員の両方を希望する方

相互援助活動(育児サポート)の流れ

- 1 ファミリー・サポート・センターに会員登録をします
- 2 アドバイザーに依頼の連絡をします
- 3 アドバイザーは提供会員に援助の打診をします
- 4 協力してくれる提供会員を依頼会員に連絡します
※事前打合せを行います
- 5 提供会員は育児の援助を行います
※活動後、センターへ報告書提出
- 6 依頼会員は提供会員に援助活動に対する報酬を支払います



設立運営について

- ・ 設立運営主体: ファミリー・サポート・センターの設立運営は市町村が行います。市町村はセンターが行う事業を公益法人等に委託することもできます。
- ・ 設立の要件: ファミリー・サポート・センター事業のニーズがあり、会員数が100名以上見込まれる場合は、市町村の人口に関係なく設置できます。
- ・ 運営補助: 設立後の運営費は、沖縄県青少年児童家庭課の所管する安心子ども基金に組み込まれている子育て支援交付金により補助されます。但し、会員数が100人以上のファミリー・サポート・センターを対象とします。



ファミリー・サポート・センター



～あなたの子育て応援します！～

ファミリー・サポート・センターとは、育児の手助けをして欲しい方と、育児の手助けをしたいと思っている地域の人同士が会員となって行う有償ボランティアのしくみです。
子どもの一時的預かりや保育施設への送迎などの育児支援、保育サポート講習会、会員同士の交流会、子育てに関するアドバイスなどを行っています。

ファミリー・サポート・センターは県内に18カ所30市町村で設置されています。会員登録の際は、下記センターまでお問い合わせください。

沖縄市ファミリー・サポート・センター
〒904-0004 沖縄市中央 3-15-5 (パークアベニュー通り)
TEL:098-921-1234 FAX:098-939-6477
(開所時間) 月～土曜日 午前8時30分～午後6時

糸満市ファミリー・サポート・センター
〒901-0305 糸満市西崎 1-35-2 (西崎太陽児童センター内)
TEL (兼 FAX) 098-992-4228
(開所時間) 月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分

宮古島市ファミリー・サポート・センター
〒906-0013 宮古島市平良字下里 442 (宮古島市働く女性の家内)
TEL:0980-73-1332 FAX:0980-73-5245
(開所時間) 火～日曜日 午前8時30分～午後5時15分

南風原町ファミリー・サポート・センター
〒901-1104 南風原町字宮平 697-10 (南風原町総合保健福祉センター 56ぐる館内)
TEL:098-889-3327 FAX:098-889-6269
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

那覇市ファミリー・サポート・センター
〒901-0155 那覇市金城 3-5-4 (那覇市社会福祉協議会内)
TEL:098-857-8991 FAX:098-859-8388
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後6時

石垣市ファミリー・サポート・センター
〒907-0004 石垣市登野城 1357-1 (石垣市健康福祉センター内)
TEL:0980-87-0655 FAX:0980-87-0656
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後6時

名護市ファミリー・サポート・センター
〒905-0014 名護市港 2-1-2 (名護市児童センター内)
TEL (兼 FAX) 0980-53-3926
(開所時間) 月～金曜日 午前9時15分～午後5時30分

八重瀬町ファミリー・サポート・センター
〒901-0401 八重瀬町字東風平 1318-1 (八重瀬町社会福祉協議会館内)
TEL:098-998-4000 FAX:098-998-8999
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

うるま市ファミリー・サポート・センター
〒904-2215 うるま市みどり町 6-9-1 (みどり児童センター内)
TEL:098-972-6229 FAX:098-972-6200
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

粟国村ファミリー・サポート・センター
〒900-3702 粟国村字東 1088 (粟国村社会福祉協議会内)
TEL (兼 FAX) 098-988-2045
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

浦添市ファミリー・サポート・センター
〒901-2121 浦添市内間 2-18-2 (浦添市地域福祉センター内)
TEL:098-870-0073 FAX:098-870-5151
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

南城市ファミリー・サポート・センター
〒901-1206 南城市大里字仲間 918 (南城市総合保健福祉センター内)
TEL:098-882-8861 FAX:098-882-8862
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

豊見城市ファミリー・サポート・センター
〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1 (豊見城市役所内)
TEL:098-850-0143 FAX:098-856-7046
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

与那原・西原・中城ファミリー・サポート・センター
〒901-1304 与那原町字東浜 78-5 ディアフラッツ東浜 101号
TEL:098-988-1914 FAX:098-988-1924
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分

宜野湾市ファミリー・サポート・センター
〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所内)
TEL:098-893-4411 (内線 458・461) FAX:098-893-4108
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

やんばる町村ファミリー・サポート・センター
〒905-0017 名護市大中 3-9-1 (官公労共済会 2F)
TEL (兼 FAX) 0980-43-0232
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
※龍島を含む北部9町村(國頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・伊江村・宜野座村・金武町・恩納村)の広域センターとなります。

北谷・嘉手納・北中城ファミリー・サポート・センター
〒904-0116 北谷町北谷 1-12-11
TEL:098-989-9763 FAX:098-989-9764
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分

竹富町ファミリー・サポート・センター
〒907-0012 石垣市美崎町 1-1-1
TEL:080-8385-4673 FAX:0980-82-6199 (介護福祉課)
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後6時

★ファミリー・サポート・センターの事業目的★

労働者が仕事と育児又は介護を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。



沖縄県

★ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせ

沖縄県商工労働部労政能力開発課(労政福祉班)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL(098)866-2366/FAX(098)866-2355

「健康管理 進める 広げる 職場から」

～平成25年度「全国労働衛生週間」を10月に実施～

厚生労働省では、10月1日(火)から7日(月)まで、「健康管理 進める 広げる 職場から」をスローガンに、平成25年度「全国労働衛生週間」を実施します。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めることが目的で、各職場で職場巡視やスローガン提示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などさまざまな取り組みを展開します。今年度は職場における定期健康診断の実施の徹底、健康診断結果に基づく事後措置の徹底を重点事項として、沖縄労働局では県内事業場への指導、周知啓発を行っています。

有所見率が全国ワースト1位の63.9%

～平成24年の職場における定期健康診断結果～

沖縄労働局で県内の50人以上の労働者を使用する事業場から提出のあった平成24年の定期健康診断実施報告の状況をまとめたところ、健康診断の項目に何かしらの異常がある有所見率は63.9%で2年連続の全国ワースト1となりました。中でも血中脂質や肝機能、血圧等いわゆる生活習慣病の要因とされる項目で有所見率が高くなっています。

働く世代の有所見率が高くなれば、沖縄の長寿回復にも障壁となります。

事業者の皆様には、健康診断の実施や健康診断結果に基づく事後措置などの法律上の措置が求められていますが、社員の方の健康増進に積極的に取り組んでいただくことで、そのやる気と御社の生産性を高めることが期待されます。

どのように対応してよいかわからないという事業主の方は、保健指導や健康教育など職場における健康づくりを無料で支援する制度もありますのでぜひご利用ください。

＜地域産業保健センター＞

労働者数50人未満の事業場を対象に以下の支援を行います。県内5か所（那覇、中部、北部、宮古、八重山）に設置しています。詳細はHPを参照ください。

<http://www.naha-sanpo.jp/>

- ・健康診断結果に基づく医師の意見聴取
- ・脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ・長時間労働者に対する面接指導 など

＜産業保健推進センター＞

会社の産業医、衛生管理者、保健師等を対象に職場の健康づくりに関する相談や、研修などを行います。

詳細は以下のHPを参照ください。 <http://www.sanpo47.jp/>

駐留軍等労働者の 事前募集(応募登録)について

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

1 応募資格

沖縄県在住の満18歳以上の方で、過去1年以内に応募していない方

2 応募受付期間

- ・インターネット：**24時間受付中**（スマートフォン対応可能）
- ・窓口応募：受付中
午前9時から午後5時30分
（但し土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）

3 応募方法

インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効

- ・インターネット：労務管理機構のホームページ
<http://www.lmo.go.jp> を開き【求人情報】の【沖縄県における事前募集】をご覧ください。
（スマートフォンはインターネット応募と同様）
- ・窓口応募：指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込み下さい。

4 窓口応募受付場所及び問合せ先

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部 管理課
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1058 番地 1
TEL 098-921-5532

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

**労働者を1人でも雇っている事業主は
労働保険に加入する義務があります。**

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

労災保険とは

- ◆労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

- ◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。

未手続の事業主はお早めに加入手続を！

事業主が加入手続を行わない間に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の100%又は40%を事業主から徴収することになります。



あの方はパート、バイト、臨時だから・・・は関係ありません。
1人でも雇ったら入ろう。労働保険！

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel.098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所へお問い合わせください。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

ご存知ですか？

公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター

会費はおひとり
月額 **1.000 円**

ゆいワーク

自営業・中小企業で働くみなさんを応援します。

従業員の労働意欲の向上のために… 優秀な人材の確保・定着のために…
従業員が家族や仲間と過ごす時間をさらに充実させるため、事業主・従業員のみなさまの福利厚生にゆいワークが一役買います。

事業主にとっての入会のメリットは…

- 税制面でお得です。事業主が負担した会費は損金、または必要経費として計上できます。
- 事業所単独では難しい福利厚生制度を簡単に導入できます。
- 事業主も、従業員と同様のサービスが受けられます。
- 企画や手配等の手間が軽減されます。
- 共済会、互助会のアウトソーシングにもお得です。

従業員にとってのメリットは…

- お祝い金やお見舞金を受け取ることができます。
- チケット等が通常価格よりお安く購入できます。
- 会報紙でお得な情報が定期的にゲットできます。
- イベント等にお気軽にご参加・ご利用できます。

加入できる方

- サービス対象地域内で働いている方または事業主。
- サービス対象地域に在住し、他市町村で働いている方。
ただし、週 20 時間以下の勤務、退職・離職予定の方、短期契約の方等、一部加入できない場合があります。

サービス対象地域 (2013 年現在)
・沖縄市 ・北谷町 ・うるま市 ・北中城村 ・中城村

会員に人気の主なサービス

お祝い金やお見舞金の給付

- ▶結婚祝 ▶出産祝 ▶還暦祝 ▶勤続祝
- ▶お子様の入学祝 ▶傷病休業・死亡見舞金等 30 種余。

定期健診や人間ドック等受診費用助成

- ▶年 1 回の補助で、健康維持増進のため企業と従業員をバックアップ。

仕事以外の時間も家族や仲間たちと楽しい時間を過ごしてリフレッシュ!

会員は一般料金より安くご利用できます!

- ▶映画、コンサート等チケット斡旋販売
- ▶バスツアー ▶ボウリング大会 ▶ホテル等宿泊施設の割引など。

資料のご請求・お問い合わせは

ゆいワーク

(公財) 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
〒904-0014 沖縄市仲宗根町 35 番 8 号

会員随時募集中!!

☎098-929-4001

ゆいワーク

検索

<http://www.yuiwaku-oki.jp>


10月は、「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です!!

退職金は中退共で

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

国の掛金助成があります

★新規加入の事業主に対して、4か月目から1年間、従業員ごとに掛金の50%を(上限は5,000円)国がサポート

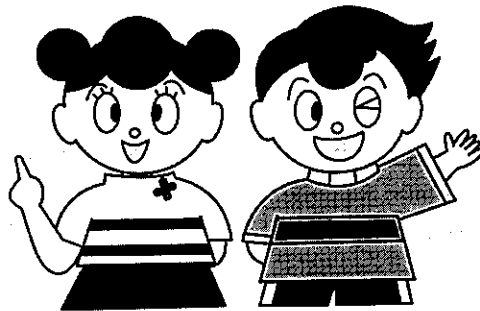
★掛金増額助成もあります

有利な特典

★事務手数料、管理費等は一切不要です

★掛金は全額非課税です

★退職金の積立不足が発生しないため、追加拠出は不要です



簡単管理

★掛金は、簡単な口座振替

★従業員ごとの納付状況や退職金額は毎年事業主にお知らせいたします

★社外積立型なので、企業に運用のリスクはありません

適格退職年金制度からの移行先です

★適年解約事業所の約半数が中退共に移行しています

★適格退職年金契約における従業員持分額の全額を引渡金額とすることがきます

★移行の際事務手数料はいただきません

★移行時に積立不足解消の必要はありません

●くわしくはホームページをご覧ください

中退共

検索



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
ちゅうたいきょう
略称：中退共

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6

TEL:03-3436-0151(代表) FAX:03-3436-0400

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介

～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？

当委員会では、個々の労働者（正社員、派遣社員、パート・アルバイトなど含む）と使用者との間の労働条件等に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん」について、紹介します。

◆「個別労働関係紛争のあっせん」とは？

労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた個々の労働者と使用者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

労働基準法等の法違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「（労働者又は使用者の）どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

◆あっせんの対象となる紛争は？

個々の労働者と使用者との間で起きた労働に関するトラブルです。例えば、「解雇や配置転換に関すること」、「賃金や労働時間などの労働条件に関すること」、「セクハラやいじめ等職場環境に関すること」などがあります。

◆あっせん員はどのような人ですか？

「あっせん員」とは、「あっせん員候補者名簿」に記載されている人の中から、事件ごとに労働委員会の会長の指名を受けた人のことです。

「あっせん員候補者名簿」には、労働委員会の公益委員（大学教授、弁護士などの学識経験者）5名、労働者委員（労働組合の役員など）5名、使用者委員（企業経営者、使用者団体役員など）5名と事務局職員3名の計18名が登録されています。

通常は、公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ1名ずつが指名され、3名であっせんを行います。

◆個別労働関係紛争のあっせんのメリットを教えてください。

- ・1カ月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・申請の手続きは簡単で、費用は無料です。

☆★事務局から一言☆★

個別労働関係紛争のあっせんの申請・手続きに関することは、どうぞお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）
TEL：098-866-2551 FAX：098-866-2554
ホームページ：「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

会社都合による休業と年休

● 相談内容 ●

会社都合による休業日でも、年休を与えなければなりませんか。

当社では、受注が減少したためにやむを得ず10日間休業し、従業員には休業手当として平均賃金の6割を支給しました。ところが、年休の残日数の多い従業員から、「休業日を、年休としてほしい」と申出がありました。休業手当は支給しており、年休の少ない従業員との間に不公平感が生じることから、一人だけ年休扱いというわけにはいかないと断っても差し支えないでしょうか。

● 相談回答 ●

ポイント

会社の経営上の都合による休業の場合でも、休業期間中の年休の請求は断っても差し支えないと解されます。休業日とされた日は、既に労働義務がなくなっています。もともと労働義務のない日に、重ねて労働義務の免除を受ける年休を請求する余地はないと考えられています。

☆労働義務のない日には、年休もない

労働基準法第39条に規定する年休は、賃金の減収を伴うこともなく従業員の労働義務を免除するものと解されます。したがって、休職のように完全に労働義務が免除され、使用者も就労を要求しないこととされている場合には、週休日等と同様、その期間中は、年休が成立する余地が理論的に成り立ち得ないと考えられます（昭和31年2月13日基収第489号）。

よって、会社都合の休業日も同様と解釈されます。

本事案の場合、使用者が受注の減少を理由として休業することを決めているのですから、休業の期間、つまり、既に労働をする必要のなくなっている日について従業員は年休を請求することはできないのです。また、重ねて労働義務を免除する年休を付与する必要はないと考えられます。

ただし、会社が休業を決める前に、従業員がその期間について年休を申請し、時季変更を行わずに認めている場合は、その日については、年休として取り扱う必要がありますのでご注意ください。

本事案の場合、従業員の方は、賃金の60%の休業手当よりも年休による100%の賃金保障を望んで年休扱いにしてほしいと申し出たのでしょう。

前記のとおり、会社が休業を決める前に年休を申請すれば、その後その日が休業となっても年休として取り扱われることとのバランスを考えれば、会社の側で、事後に年休への振替を認めることは差し支えないでしょう。

☆私傷病による休業期間中と休職期間中

なお、同じ休業でも、私傷病等の療養のために休業している従業員が、その休業期間中に私傷病による欠勤ではなく年休として扱ってほしいと請求してきた場合には、これを年休としなくてはなりません。年休の使用目的は、原則として制限されていませんので、病欠欠勤等に充当することは可能だからです。

しかし、療養期間が長期に及んだために休職となった場合には、前述のとおり、その休職期間中に年休を請求されても、休職発令によって従来配属されていた部署を離れ、もともと労働義務が免除されているわけです。そのために、年休を請求する権利もありませんし、与える必要もないこととなります（昭和31年2月13日基収第489号）。

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
平成13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	101.5	101.9
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年6月	32,744	277,739	13,176	117,007	44	6.6	38,006	14,539	0.38	2,257	99.4	99.6
7月	32,716	271,404	13,215	124,397	38	5.5	36,921	14,152	0.38	2,046	99.4	99.3
8月	32,619	274,335	13,267	124,305	43	6.3	35,694	14,618	0.41	1,984	99.7	99.4
9月	32,596	275,324	13,248	119,584	45	6.6	34,708	14,514	0.42	1,928	99.6	99.6
10月	32,597	277,884	13,317	120,759	40	5.9	34,790	14,815	0.43	2,167	99.5	99.6
11月	32,580	279,927	13,346	120,192	40	5.9	33,441	14,309	0.43	1,979	99.4	99.2
12月	32,460	277,215	13,517	120,224	46	6.6	31,080	12,994	0.42	1,651	99.1	99.3
25年1月	32,302	276,799	13,458	118,779	45	6.6	31,542	14,188	0.45	1,545	99.2	99.3
2月	32,262	275,636	13,388	118,869	38	5.6	32,889	16,626	0.51	2,033	99.1	99.2
3月	32,098	269,577	13,377	117,058	39	5.8	34,572	18,367	0.53	3,046	99.3	99.4
4月	32,720	275,719	13,276	119,112	50	7.4	35,704	17,600	0.49	2,978	99.7	99.7
5月	32,736	275,980	13,423	120,427	44	6.5	35,387	17,312	0.49	2,306	99.8	99.8
資料 出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年6月	172.5	172.8	157.8	160.7	14.7	12.1	653,786	469,684	349,265	280,250	304,521	189,434
7月	153.2	151.7	141.2	142.3	12.0	9.4	408,922	277,220	289,540	223,731	119,382	53,489
8月	148.4	152.1	136.8	142.7	11.6	9.4	299,197	242,125	288,158	223,967	11,039	18,158
9月	148.1	146.7	136.3	137.0	11.8	9.7	294,154	224,443	288,377	224,217	5,777	226
10月	152.5	152.2	140.4	142.3	12.1	9.9	296,223	227,112	289,631	225,430	6,592	1,682
11月	155.3	151.5	143.1	141.6	12.2	9.9	306,102	234,296	289,524	224,819	16,578	9,477
12月	148.6	148.3	136.0	138.1	12.6	10.2	649,544	454,550	289,445	224,883	360,099	229,667
25年1月	139.1	145.4	127.4	135.3	11.7	10.1	299,270	225,508	285,798	224,681	13,472	827
2月	145.4	144.7	133.5	134.4	11.9	10.3	291,539	224,758	287,924	223,492	3,615	1,266
3月	146.7	149.5	134.2	138.5	12.5	11.0	307,091	246,023	289,471	228,594	17,620	17,429
4月	154.0	155.4	141.3	145.2	12.7	10.2	303,216	233,982	292,839	229,562	10,377	4,420
5月	149.3	150.4	137.2	140.9	12.1	9.5	297,852	231,058	288,359	227,398	9,493	3,660
資料 出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」123号 (琉球労働から通巻197号)

2013年9月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労政能力開発課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／伊集直哉
印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
(コーポ津波古101号)
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297
